

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の 一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 軽油引取税の「当分の間税率」の廃止等

- 1 軽油引取税の「当分の間税率」は廃止するものとし、これに関連する規定を削除すること。
(地方税法附則第12条の2の8、第12条の2の9及び第53条関係)
- 2 現下の軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業をめぐる状況に鑑み、引き続き、運輸事業振興助成交付金を交付するものとする。
(改正法附則第21条関係)
- 3 政府は、軽油引取税の税率の特例の廃止に伴う軽油引取税の収入の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないよう、当該収入の減少に伴う地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずるものとする。
(改正法附則第22条関係)

二 施行期日

令和7年4月1日から施行すること。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中地方税法附則第十二条の二の七の次に一条を加える改正規定の次に次のように加える。

附則第十二条の二の八及び第十二条の二の九を次のように改める。

第十二条の二の八及び第十二条の二の九 削除

第一条中地方税法附則第四十四条の二の改正規定の次に次のように加える。

附則第五十二条及び第五十三条を次のように改める。

第五十二条及び第五十三条 削除

附則に次の二条を加える。

(運輸事業の振興の助成に関する法律の一部改正)

第二十一条 運輸事業の振興の助成に関する法律(平成二十三年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「軽油引取税の税率について特例が設けられていることが」を「現下の」に、「に与える影響」

を「めぐる状況」に改める。

(軽油引取税の税率の特例の廃止に伴う措置)

第二十二條 政府は、軽油引取税の税率の特例の廃止に伴う軽油引取税の収入の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないように、当該収入の減少に伴う地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずるものとする。

○地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>(地方税法の一部改正)</p> <p>第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第十二条の二の七の次に次の一条を加える。</p> <p>(軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例)</p> <p>第十二条の二の七の二 [略]</p> <p>附則第十二条の二の八及び第十二条の二の九を次のように改める。</p> <p>第十二条の二の八及び第十二条の二の九 削除</p> <p>附則第四十四条の二第一項中「第十一条の七第三項」を「第十条の六第三項」に、「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同項の表中「第十一条の七第一項」を「第十条の六第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の七第二項」を「第十一条の六第二項」に改め、同条第三項中「第十一条の七第四項」を「第十一条の六第四項」に改め、同条第四項中「第十条の七第五項」を「第十一条の六第五項」に改め、同条第六項</p>	<p>(地方税法の一部改正)</p> <p>第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第十二条の二の七の次に次の一条を加える。</p> <p>(軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例)</p> <p>第十二条の二の七の二 [同上]</p> <p>[新設]</p> <p>附則第四十四条の二第一項中「第十一条の七第三項」を「第十条の六第三項」に、「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同項の表中「第十一条の七第一項」を「第十条の六第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の七第二項」を「第十一条の六第二項」に改め、同条第三項中「第十一条の七第四項」を「第十一条の六第四項」に改め、同条第四項中「第十条の七第五項」を「第十一条の六第五項」に改め、同条第六項</p>

の表中「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同条第八項の表中「第十一条の七第四項」を「第十一条の六第四項」に改める。

附則第五十二条及び第五十三条を次のように改める。

第五十二条及び第五十三条 削除

附則

〔運輸事業の振興の助成に関する法律の一部改正〕

第二十一条 運輸事業の振興の助成に関する法律（平成二十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「軽油引取税の税率について特例が設けられていること」を「現下の」に、「に与える影響」を「めぐる状況」に改める。

〔軽油引取税の税率の特例の廃止に伴う措置〕

第二十二条 政府は、軽油引取税の税率の特例の廃止に伴う軽油引取税の収入の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないよう、当該収入の減少に伴う地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずるものとする。

の表中「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同条第八項の表中「第十一条の七第四項」を「第十一条の六第四項」に改める。

〔新設〕

附則

〔新設〕

〔新設〕